

ファミリーシップ制度について

1 制度の概要

パートナーシップ関係にあるカップルがその子どもや親などの近親者を届け出た場合、その届出を受理したことを地方自治体が受理証明書等を交付して証明する制度。制度名称や届け出る近親者の範囲、届出方法などは地方自治体ごとにそれぞれ規定している。

2 制度の意義

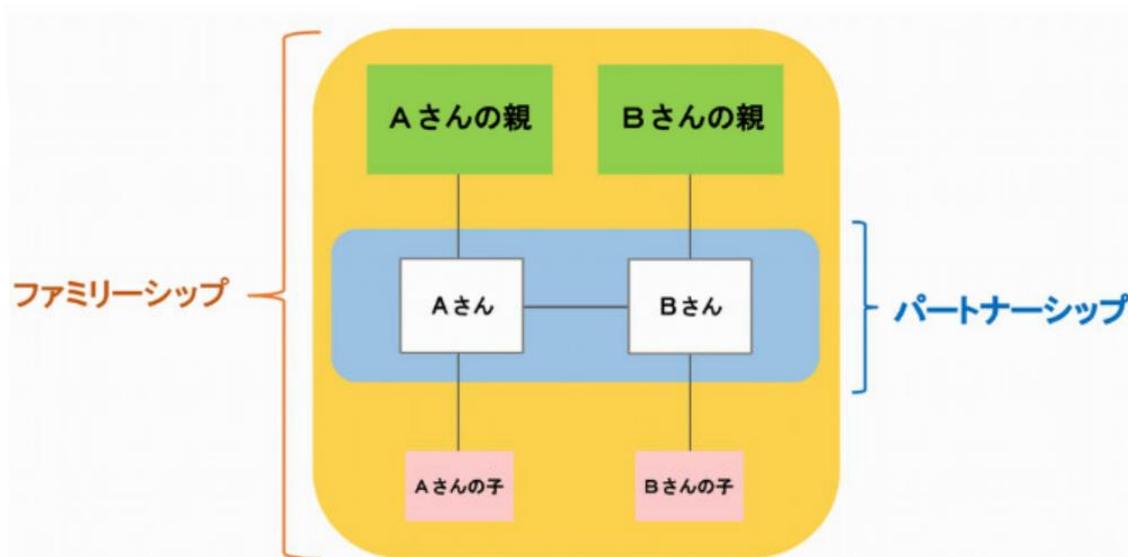
法的な権利・義務が生じるものではないが、地方自治体が公的な証明をすることで、生活上の困りごとの解消や、社会に認知されている、多様なあり方が認められているという心理面での安心・安全（精神的安心感）を生み出せる。

また、パートナーシップ制度同様、サービス提供者側の判断により、行政及び民間サービスの対象となる、入院や施設入所の際に親族として連絡をもらえる、面会ができるなど、日常生活上の利便性向上につながるメリットがある。

また、制度を導入することで、性の多様性や当事者の方に対する、社会的な認知や理解の促進につながる。

3 対象範囲

パートナーシップにある方とパートナーシップにある方の子（実子・養子）や親（実親・養親）



4 手続き

(1) 届出

受理証明書への氏名記載に関し、意思確認のため、届け出る全員が来庁することを原則とする。ただし、親や15歳以上の子は自署した同意書の提出によることもできる。

(2) 氏名の削除

親、15歳以上の子については、証明書から氏名の削除を申し立てることにより、氏名を削除した証明書を交付する。

5 導入スケジュール

